平成２６年（フ）第６０２号
千葉県船橋市藤原６丁目19番12号　サンガーデン藤原Ｃ―102号
債務者　廣瀬　保惠
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６０９号
千葉市美浜区高洲１丁目17番７棟701号
債務者　齋藤　孝
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６２０号
千葉市中央区祐光１丁目30番８号　オーパスＦ203号
債務者　鎌田　一夫
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６１号
静岡県富士市天間1532番地の４　グリーンハイツ天満Ｂ―102号、前住所静岡県富士市大淵2080番地の25
債務者　中村　秀実
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第６１９号
京都市右京区梅ケ畑高鼻町20番地　テラスハイツ鳴滝306
債務者　筧　八重子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７４６号
京都市右京区梅津林口町33番地の41
債務者　細学英こと細学永こと　王　学英
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７７５号
京都市西京区大枝中山町７番地72　フルーツリーパル210号、前住所京都市南区東九条南河辺町83番地２　島田マンション202
債務者　荒谷　清史
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２０号
京都府木津川市木津雲村49番地１　ゴールデンロートス木津101号
債務者　野口　義次
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８４３号
大津市中庄２丁目１番48号、住民票上の住所京都市左京区山端大塚町15番地２　藤井ハイツ　101
債務者　後藤　彰
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８４８号
京都市山科区西野山百々町22番地
債務者　栄精工こと　岡田　巖
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８５０号
京都市左京区岡崎最勝寺町市有地
債務者　吉田　時雄
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８５１号
京都市山科区勧修寺堂田62番地22
債務者　和田　緑
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８５４号
京都市南区吉祥院中島町40　祥々ビル206、住民票上の住所大津市松陽４丁目３番５号
債務者　奥田かおり
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８６０号
京都府城陽市平川大将軍79番地の１　サンレーベ平川Ａ棟204号
債務者　村田　博美
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２７号
大阪府富田林市錦織東１丁目４番16号
債務者　北代　優子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５７９号
堺市西区上野芝町４丁20番15号
債務者　藤本　康子（旧姓伏原）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６００号
堺市中区土師町３丁８番１号　コミュニティプラザ201号
債務者　町田　静子（旧姓中嶋・上山崎）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係